（四十六）	（略）	（略）
	一　（略）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	三～五　（略）	三～五　（略）
（四十七）	（略）	（略）
（四十八）	（略）	（略）
	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	三～五　（略）	三～五　（略）
（四十九）	（略）	（略）
	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	三・四　（略）	三・四　（略）
（五十）	（略）	（略）
	一　（略）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
	二　作業条件の簡易な調査	二　作業条件の簡易な調査
	三～五　（略）	三～五　（略）
	六　赤血球数等の赤血球系の血液検査	六　赤血球数等の赤血球系の血液検査
（五十一）	パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月
	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	
	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	
	三　パラ－ジメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	
	四　せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	
	五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	

（三十六）	（略）	（略）
	一　（略）	一　業務の経歴の調査
	（新設）	二　作業条件の簡易な調査
	二～四　（略）	三～五　（略）
（三十七）	（略）	（略）
（三十八）	（略）	（略）
	一　業務の経歴の調査	一　業務の経歴の調査
	二　作業条件の簡易な調査	（新設）
	三～五　（略）	二・三　（略）
（三十九）	（略）	（略）
	一　業務の経歴の調査	一　業務の経歴の調査
	（新設）	二～四　（略）
	二・三　（略）	五　全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
（四十）	（略）	（新設）
	一　（略）	
	（新設）	
	二～四　（略）	
	五　全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査	